

台風15号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

修理工事を請け負う 工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case
1

お住まいの住宅の
修理を必要とする方



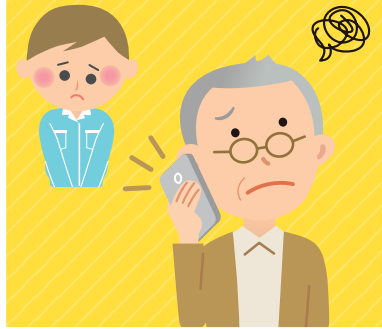
Case
2

修理をしたいが
工務店が
見つからない方



Case
3

修理がいつになるか
分からない方



その他、住宅の修理や工務店で困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会



フリーダイヤル

0120-029-289

電話受付 / 月曜～土曜 9:00～16:00 (日祝休)

- 全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- 補助金や交付金用のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅市場整備推進等事業費補助金」により運営されています。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん



国土交通省



千葉県

ウラ面は補助金に関する情報もございます。ご確認ください。

▶▶ウラ面へ

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による 住宅被害に係る支援制度

千葉県防災危機管理部
千葉県県土整備部 都市整備局

住宅の被害を受けた世帯については、市町村が交付する「り災証明書」により決定される被害の程度に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

①被災者生活再建支援制度

全壊

大規模
半壊

半壊※
(解体)

支援対象：住宅が全壊または大規模半壊した世帯 ※半壊でもやむを得ず解体する方は利用可能です。

※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：基礎支援金（全壊：100万円、大規模半壊：50万円 等）

加算支援金（建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借：50万円）

※公営住宅に入居する場合は、加算支援金の「賃借」は対象になりません。

※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4になります。

申請先：（被災当時に）お住まいの市区町村（千葉県全市町村適用）

②応急修理制度（災害救助法）

全壊※

大規模
半壊

半壊

一部
損壊

住宅の応急修理は市町村が修理業者と契約して実施します。（修理業者は選択可能です。）

※全壊でも修理すれば居住可能な方は利用可能です。
※応急仮設住宅に入居していないことが条件です。

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理

※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：大規模半壊・半壊：595,000円以内

一部損壊（損害割合10%以上）：300,000円以内

※10%未満の場合は④の制度を参照

申請先：お住まいの市区町村で申込書をお受け取りください。

（災害救助法を適用した41市町村）

③応急修理制度の上乗せ支援事業（県独自支援）

一部
損壊

応急修理のうち一部損壊（損害割合10%以上）であり、工事費150万円を超える場合は、超えた額の20%・最大20万円が上乗せで支給されます。

④被災住宅修繕緊急支援事業補助金

半壊

一部
損壊

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な修繕工事

※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：工事費の20%・最大50万円

申請先：お住まいの市区町村で申請書をお受け取りください。

－留意事項－

・上記②と④を併用することはできません。

※各制度の受付窓口は、市区町村になりますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問合せ願います。